

平成27年度 第1回安城市総合教育会議会議録

日 時 平成27年7月9日(木)午後4時
場 所 安城市役所 第10会議室
出席した委員 神谷 学 市長
都築雅人 委員長
大見 宏 委員長職務代理者
船尾恭代 委 員
鳥居恵子 委 員
杉山春記 教育長
出席した職員 渡邊清貴 企画部長
荻須 篤 行革・政策監
杉浦三衛 教育振興部長
神谷秀直 生涯学習部長
寺澤正嗣 生涯学習部次長
神谷澄男 企画政策課長
早川雅己 総務課長
渡辺恭二 総務課主幹
仲道雄介 企画政策課課長補佐
筒井良廣 総務課課長補佐
傍 聴 者 なし
開 会 午後3時55分

日 程

第 1 開会

企画部長：ご案内しました定刻少し前でございますが、全員の方がお揃いでございますので、平成27年度第1回安城市総合教育会議を開催させていただきます。私、本日の司会をさせていただきます企画部長の渡邊でございます。どうぞよろしく申し上げます。

行革・政策監：同じく企画部の行革・政策監の荻須でございます。

企画部長：教育委員の皆さんにつきましては、企画部とはご縁が少なかったと思いますので、自己紹介をさせていただきました。

それでは、最初に市民憲章の唱和を行いたいと思います。杉山教育長のご発声でよろしく申し上げます。

(市民憲章唱和)

第 2 あいさつ

企画部長：最初に神谷市長からごあいさつを申し上げます。

神谷市長：どうも皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、第1回安城市総合教育会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また教育委員の皆様におかれましては、日頃から本市の教育行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただいております、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。大変どうもありがとうございます。

さて、皆様ご存知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本年度からすべての地方公共団体において、総合教育会議の設置が義務付けられております。この会議は市長と教育委員会が協議調整を通じて十分な意思の疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有することで、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。また、市長と教育委員会という執行機関同士の意見調整の場でもありますので、調整が行われた事項につきましては、お互いにその結果を尊重しなければならないとされております。この総合教育会議において、協議調整を尽くすべき項目としては3点ございます。1つ目が教育に関する大綱の策定、2つ目は教育の条件や整備など重点的に講ずべき施策、そして3つ目が緊急の場合における児童生徒等の生命・身体を守るために緊急に講ずべき措置であります。本日は、総合教育会議の運営や教育に関する大綱について協議をさせていただきますが、本市の教育行政につきましても意見交換をさせていただければ、幸いです。明日の日本と地域社会を支えるのは子どもたちであります。教育行政の一層の充実を図るため、この会議が有意義な意見交換の場となりますことを心から期待いたしまして私の冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

企画部長：ありがとうございました。続きまして、都築教育委員長からごあいさつをいただきたいと思っております。

都築委員長：こんにちは、教育委員長の都築です。現在の教育委員会制度の枠組みは、昭和31年施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律により形成されました。その後、何回か改正がありましたが、今年4月に教育委員会制度が60年ぶりに大きく変わるものとなりました。おそらく、2011年の大津市の中学生いじめ自殺事件、それに対する教育委員会及び学校の対応に不手際があったということで非難を浴びる案件がでてきたことがきっかけになったと思います。そういうことを改善するために、この総合教育会議が開催されることになりました。先ほど市長からもお話がございましたが、民意を代表する市長とさまざまな立場や考えを持って市民の意見を教育行政に反映する教育委員とが、地域の教育課題やあるべき姿について協議・調整

することにより両者が教育政策の方向性を共有し一致して執行にあたるものが期待されるものであります。

これまでも、市長と私ども教育委員とは年2回懇談会を開催してきて、そこで意見交換をさせていただいておりましたが、この度は総合教育会議ということで、もう少ししっかりした機会をいただけるということに法律上になりましたので、これまで以上に市長と教育委員会とでさまざまな協議を重ねることで、よりレベルの高い教育行政が行われ、教育の向上につながることを期待しております。

教育委員といたしましては、この総合教育会議をよい機会と捉え、今後も積極的に教育行政に携わってまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

企画部長：ありがとうございました。

第 3 協議事項

企画部長：皆様の正面のスクリーンに投映してございますとおり、協議事項に移りたいと思います。本日は3点ございます。「総合教育会議の運営について」、2番目に「教育大綱について」、3番目に「意見交換」という協議事項でございます。議事の進行につきましては、市長よりよろしく申し上げます。

神谷市長：それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。最初の議題について、事務局から説明を願います。

協議事項（1）総合教育会議の運営について、企画部長説明する。

神谷市長：今説明があったパワーポイントの1番最初のところの一番下の項目で「総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、市長と教育委員会はともにその調整の結果を尊重しなければならない。」これは読み方次第だけれども、事務局主導でやっていくから、事務局が最終的に取りまとめた結果については、言うことを聞くようにというふうに読めなくはない。何で「事務の調整が行われた事項」という書き方がされているのか。国がそのように示しているのか。

企画部長：ご出席していただいている市長と教育委員会のこの会議で議論していただくわけですが、国レベルで基本的な枠組みを考えており、仮に意見が一致しないようなことがあった場合には、調整しても合意が得られないこともございます。ただ合意がされれば、その場合には調整の結果を尊重するというこの意味合いが文部科学省の解説には書いてあります。

生涯学習部長：憲法で少数意見の尊重というのがあって、尊重というのは優位に立った方が、優位じゃない方の意見を尊重することですので、この場合は市長と教育委員会がより優位に立っているのです、いろいろなことを自分たちで勝手に決めないように、この会議で出した意見を尊重してくださいと書いて

あったのを読んだことがあります。

神谷市長：総合教育会議において、「意見の調整が行われた事項については」ということなら分かるが、「事務の調整」となっている。「事務の調整」は、事務局が行い、取りまとめた結果、いろいろ意見が食い違っているけれども、事務局方の意見を聞くことというふうに読めなくはない。

生涯学習部長：聞くことではなくて、尊重するということですので、なるべく聞いてくださいというのが尊重です。

神谷市長：事務局がすごくえらい。そんなことが書いてあるのか。

生涯学習部長：なるべく尊重する。少数意見と同じです。多数派が少数意見を尊重するということで、意見を聞くという意味ではありません。

賛成側でない人の意見を尊重してくださいということです。

教育振興部長：今の件なのですが、“事務”という表現が適切であるかどうかということでご意見がでていると思います。私どもが理解しているのは、「会議において調整がついた事項については、それぞれの結果を尊重して事務を執行することになる。」という表現が、国からのQ&Aで示されております。その中で今、“事務”という内容の表現を使ってしまうのですが、この“事務”という言葉が適切かどうかということになりますと、その意味合いは、先ほど申し上げましたとおりです。

企画部長：整理して申し上げますと、私どもの表現が不適切でございまして、“事務”と記載させていただきましたが、誤解を招いているようでありますので、“事項”とさせていただきます。先ほど教育振興部長が申し上げましたとおり、“事務”というのは議論した内容のことです。事務的な内容のことというよりも、この会議の中で行われた議論するような事項です。

神谷市長：ここで調整がついたことに関しては、その結果を尊重しなさいよということ。“事務”の調整と書いてあるのは、我々委員が“事務”の調整をやるわけではなくて、あなた方事務局がやるのだから、あなた方がやったことに対してあなた方が聞きなさいというふうに読めなくもないから、紛らわしくはないか。国がそのような文章表現をしなさいといっているわけではないでしょう。あなた方が端折っているうちにこのような文章になってしまったということでしょう。

教育振興部長：今の件は訂正させていただきます。

企画政策課長：国から来ている文章をそのまま読みますと、「教育委員会の所掌する事務の内・・・市長の権限に関わる事項について」という言い方をしておりますので、それを「調整が行われた事務」というふうに書いております。教育委員会が所掌する事務の内、決められた事項については尊重するという意味です。

神谷市長：ここで、みんなでこういうふうにしましょうねということは、尊重しなさいと単純に言えばそういうことなんだね。

企画政策課長：うちで決められたことは尊重しましょうということです。

企画部長：根幹の部分でございますので、この会が終わるまでに統一した修正案をご提示したいと思います。

神谷市長：その他お気づきのこと等ございましたら、ご自由にご発言いただきたいと思います。

教育委員長：総合教育委員会の招集ですけれども、市長が招集する。説明では、教育委員会も招集することができるということですが、我々の希望があれば招集できるということですか。

神谷市長：教育長さんたちは、「必要があると思う時は招集を求めることができる」ということです。

その他はよろしいですか。またお気づきのことがあれば後ほどでも結構です。とりあえず以上で説明が終わりまして、次の議題に移りたいと思います。

議題2「教育大綱について」を教育振興部長より説明を願います。

協議事項（2）教育大綱について、教育振興部長説明する。

また、総合計画について、企画部長説明する。

神谷市長：以上で説明が終わりました。これまでの説明に対してご意見がございましたらお願いいたします。

神谷市長：総合計画の基本計画における分野別計画の体系のところ、一番上のところに「健康・医療」というところがあるでしょう。学校教育に関することになると「健康・医療」から外れて、スポーツだけが入っている。学校保健というか子どもの成長、そういう健康とか保健とかに関することは、「学校教育」のところに全部含まれているという理解でよいか。

教育振興部長：すべてを今回の大綱の中に、例えば福祉部門の内容とかそういうものを全部入れ込むということは、基本的にはできないと思っています。あくまでも、教育に関わるもの文化振興に関わるもの、そういうものの中で教育委員会として携わってくる部分をその中で入れ込んでいく。そんなイメージが大綱になるのかなと思っています。先ほど、「健康」の部分でスポーツの絡みは今までの教育委員会の事業の中で大きなウエイトを占めることが示されていますので、そうした中身は必要になってくると思うのですが、直接健康診断を具体的にということになりますと市でいきますと福祉部門、子育て部門がやっていきますので、具体的な内容はそちらに委ねるという形になるうかと思っています。

言葉が足りないところもありますが、実際、今、学校教育課で事業として、簡単な健康診断、歯の検診とかは学校予算でやっておりますが、そういった

ものは大綱の部分になってくると思います。ただ大綱は、あくまでも大きく捕らえた方針になりますので、その中に細かくあれもこれもというような書き方はできません。あくまでも子どもたちの健全な成長とかそういう部分を包括するような表現になろうかなと思っています。

生涯学習部長：今、表の分類のことを言われたと思うのですが、総合計画は最初に「健康」、「きずな」、「こども」というように、まずそこに分類してしまいますので、学校教育も健康も本当はすごく健康に関係があるのですが、最初の仕分けで「こども」の「学校教育」に仕分けたものですから、その分けた中で「健康」とか他の分野のことも入ります。そこに「健康」のことを書くともたバラバラになってしまいます。

神谷市長：学校教育の(2)「豊かな心やたくましい体の成育と健康教育の推進」、そこに学校保健とか子どもたちの健康とかの方針が入ってくるということなのか。

生涯学習部長：最初に分類したものですから、他との関連もあるけれど、その分類の中へ記述していこうという仕分けがされています。

教育振興部長：皆さんにご理解いただけたらと思いますが、大綱は大きな方針をそこで作り上げますという内容です。市としての大きな方針になってきますので、具体的にこのことをこういうふうにしますというように、一項目ずつすべて羅列するものではありません。あくまでも全体を包括するような大きな目標で、大綱は策定されるということをご理解ください。現在も各教育委員会の部署におきましては、いろいろな計画があります。細かい部分については、そういった計画の中で表されてくる格好になっております。ただ学校教育をメインとする部分につきましては、今までの総合計画においては、具体的な計画が結構細かいところまで書かれていたものですから、それで具体的な行動というのがある程度見て取ることができました。今大綱のところには基本的な方針という形になりますとあまり細かいところは出てきません。そうしますと学校関係でも今後、なんかの計画を少し考えていく必要があると感じております。

生涯学習部次長：おそらく、「健康・医療」のところでは、市民全体のことを言っておりまして、今市長がご指摘になりました学校教育の中では、子どもたちを中心に健康について考えていくというものですから、そういう切り分けで、おそらく計画を作っていくとご理解いただければいいのかなと思います。

神谷市長：その他いかがでしょうか。

大見委員：先ほど、総合計画と今回の教育大綱は整合性をとることが必要という説明がありました。それを前提に両方とも今は作成中だろうと思いますが、

総合計画というのはどういうスケジュールで進んでいくのかということと、総合教育会議での教育大綱はそこら辺とペースが合うのかどうかということと、また我々は総合教育会議には出るのだけれど、そこに総合計画の策定委員会での情報がこれからどういう形で入ってくるのか。この会議は、あと2回ぐらいしか予定されていないけど、その中で十分に終わるのか、そういうものが我々に理解できるようになるのかどうか、不安に思っています。

教育振興部長：大綱をこの会議の中で今から策定していきます。考え方として先ほどから説明させていただいているように、総合計画の内容をそこへ載せていきたいということがあります。そうしますと、総合計画と大綱の突合がされてないといけないという質問だったと思います。教育委員さんには、既に総合教育会議の日程等を抑えさせていただいております。その日程は、市の総合計画がある程度の内容で整理されて、それを見ていただくことができるスケジュールに合わせるような格好で組まさせていただきます。具体的なスケジュールについては、企画部長の方から説明させていただきます。

企画部長：ただいま、教育振興部長が申し上げたとおりでございますが、2回目を10月23日に予定させていただいております。主だった内容は教育大綱の案の中間報告ということでございますが、総合計画の方も相当な作り込みが、この時点ではされていると思いますので、その情報も申し上げながら、2回目は開催できるのかなと思っています。そして3回目でございますが、年が明けました2月25日でございます。これが最終報告という日程でございます。なおその他でございますように、必要に応じまして、これ以外に会議を招集することもございます。

行革・政策監：大見委員がおっしゃいますように、今年中に両方の計画を作るという前提です。両方ともゴールラインは一緒でございますので、平行して審議をしていきたいと思っております。総合計画は総合計画の審議会がございしますので、そちらで決定していきます。その中の教育部門を切り出して、大綱としていくのか、していかないのかをこちらの会議でご決定賜わる。事務局としましては、その部分を大綱としてどうでしょうかというご提案をさせていただきます。そういう理解であります。

船尾委員：戻ってしまうかも知れませんが、総合計画で出てきた案の一部分の教育に関する部分を大綱としましょうということですか。

教育振興部長：ずばり言えば、そういう内容になります。内容は同じものという考えです。

船尾委員：作るのは総合計画の方は、総合計画の審議会が作る。それに対して、ここでは意見は言えるけれどもということですか。

教育振興部長：もちろんその中で、重要なことが、もし今から作り上げるもの

に欠けているようなことがあれば、ご意見として言うていただければ、最終的にそれをうまく入れ込めるかどうかは、検討する必要があると思いますが、やはり皆さんの意見を聞きながら、進めていくというスタンスになるかと思えます。ただ先ほどのスケジュールを見ていただきますと、ある程度形が出来ていまして皆さんに諮れませんので、それが中間報告という位置づけで、委員の皆様に見ていただいて、そういった中で意見をいただいております。それをこの中で協議していただくという形です。

船尾委員：何となく釈然としないというか、主体が総合計画の審議会で、私たちは補助的なんですけど。

大見委員：たぶん、今から総合計画が策定される過程で、次回の10月23日の会議で我々はそれを目にすることが出来るわけです。そこで何かここがおかしいのではないかなとなったとき、それをまた総合計画の策定会議に持ち帰り、それが変わったりする可能性があるわけです。そういう形がとればいいんだと思いますが、チャンスは1回しかないということになるので、次の23日の時にそれを見て我々が議論して、ここをもうちょっとこうの方がいいんじゃないかという意見が出せるかどうか。総合計画の策定がどのくらいのペースで進んでいるのか分かりませんが、本当はその都度我々の方にも情報をいただいて、意見が言えるならその都度言うておいた方がよいと思います。スケジュールは23日で組んであるのだろうけど、その時に出されてこれなんだという形では、いけないんじゃないかなと私は思います。

企画部長：このように考えていただくのがいいと思います。実際に計画案を調整させていただいている事務的なところは私では分かりませんが、教育委員会の皆さん方は、定例的に教育委員会の会合等を開催されていると思いますが、途中途中で私たち企画部は入りませんが、教育委員会の職員の方から、こういう案で現在は進んでおります。この案が今度は総合計画審議会で議論されてきます。ということを上申すれば、教育委員の皆様方の意向も十分反映できるのではないかと私は思っています。

教育振興部長：今、心配されますとおり、次でおおよその形が分かると、その会議の中でしかその内容が分からないものですから、どういうふうに検討されたかという、その経過が非常に分かりづらい。やっぱり、その内容を教育委員さんとして十分理解していただくということも必要になります。今、企画部長が申し上げたとおり、そういったものがある程度まとまれば、教育委員会の中でも事前にこんな形ですよということを今後の定例教育委員会の機会を利用して、情報提供をさせていただきながら、それを事前に見ていただいて意見等を整理していただき、次の会議の時にそういったことを言うていただく方法があります。もう少し早めにこんなことを内部的に考えられない

かということがあれば、私の方がまた総合計画の内容の方でそれが反映できるかどうかという努力をさせていただくということで進めたいと思っています。それでよろしいでしょうか。

船尾委員：そこでうまく意見が反映されて進んでいけばよいが、中途半端なままで、それが最終的な報告となると本当にそれでいいのかという気がします。まあ、そこをうまくやっていただければ、それでいいです。

神谷市長：その他、よろしいでしょうか。それでは、一通り意見が出尽くしたようでございますので、次の議題に移ります。

議題の3、意見交換とさせていただきます。今までのことでも結構ですし、また違った安城市の教育行政全般についても、思いや考えがございましたら、自由に意見交換していただきたいと思えます。

企画部長：最初に私どもが説明したところで、「事務」という言い回しで修正案を考えました。総合教育会議において、双方がともにその結果を尊重しなければならない。言葉足らずでございました。このように変えさせていただきます。

神谷市長：それと今日の会議の持ち方について、僕は事前に資料をもらっていたので、今日どういうものがでてくるかは一通り目をとおしてきたのだけれど、委員さんたちはお手元にないようなので、ペーパーレスは分かるけど、一番最初の重要な大綱をどうしましょうというときに、ぱっと見て、「さあご意見を」と言われても意見がでないので、特に次の総合計画とかいろいろな計画に対しては、いきなりぱっとみて、「さあ」と言われてもなかなか即答できない。事前に資料配布をしておいてもらって、それを読み込んできてもらって、「お気づきのことがあれば」という方が僕は良いと思う。次からは早めにこういうものを渡しておくべきだと思う。

企画部長：配慮が足りませんで、申し訳ありませんでした。次回につきましては、おおむね1週間程度を目処に、資料の内容を送付して、十分その場でご発言できるように準備をさせていただきます。

神谷市長：その他、鳥居委員さん何か、今までの話でも結構ですし、関係ない話でも結構ですので、お気づきのことがあればどうぞ。

鳥居委員：先ほどの総合計画は平成28年から8年間と聞いたのですが、教育大綱の方は、4～5年を対象とするとのことでした。その辺の部分はどのようなのですか。

教育振興部長：今、ご指摘がありましたとおり、総合計画は8年の計画です。一方、教育の大綱については、だいたい4年～5年くらいを目安にするということを申し上げました。その計画にでてくる教育部分の最終的な目標数値というのが大きな枠で、最終年度にはここまでなんとかしようというの

が出てきます。そういったものは8年後を想定した内容が非常に多いものですから、大綱上はその中間時点の4年～5年先を見た数値に一旦置き換えることが必要になると思います。総合計画の最終目標を4年先の目標に変えてしまいますと非常に今度は苦しくなってしまいます。一気に対応しないと間に合わないということがありますので、そういった調整は若干させていただきます。ただ、取組み内容は基本的には変わっていかないと考えております。今の課題等を洗い出して、こういったものを次に対応していく必要があるという整理の仕方をして、総合計画の方には載せておりますので、その分の内容が大綱に変わったとしても、取組み内容の変更はないものと思っております。

神谷市長：杉山教育長、何かありますか。

杉山教育長：結構です。

神谷市長：その他、都築委員長さん、どうですか。

都築委員長：先ほどの説明にもありましたけど、日常の教育行政に対する大綱をいっていると思いますが、子どもに事故があった時の緊急的といいますか、危機管理的な面で、もしそういう事例が出てきたときには、緊急で総合教育会議を招集する必要があると思いますが、それは可能ですか。

企画部長：文部科学省はこのように申しております。そういった事案が仮に発生した場合、速やかに招集するのが基本的な考え方です。ただ全員の方がお揃いになるかどうかということはありません。極論ですが市長と教育委員長である程度一任をいただければ、実行できるという運用上の妙もあるようです。ただ、その場で双方判断ができない場合は、持ち帰って教育委員の皆様にご相談するようにする。そういう手法もあるようです。その点は、速やかに対応できる方策がありそうだとそういう気がしております。

神谷市長：最後ですので、大見委員さんいかがですか。

大見委員：後日でもいいですが、今日のパワーポイントの資料がほしいです。

企画部長：手配させていただきます。

神谷市長：船尾委員さんいかがですか。

船尾委員：過去の総合計画の審議会に出たことがあるのですが、総合計画で話し合っていることとかは、民間企業的な発想というのが多くて、教育という子どもを育てる観点が欠けているなと思うことがありました。あくまでも教育という視点、子どもを育てるという視点で、それこそ幸せを実感できるまちが、子どもも幸せを実感できるまちであるような、そういう総合計画を作ってくださいなと思います。

企画部長：ご指摘のところは、一部否めないところがあります。20人の委員で構成させていただいているところですが、多岐に分野が渡っております。

教育関係者の方も実は入ってもらっていますが、民間企業の方等々、様々な分野がございますので、そこを補完する意味でも、こういった会議でご意見等を聞かせていただいてもいいと思います。

神谷市長：その他意見はよろしかったですか。それぞれ大変貴重な意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。本日の会議はこれで終了させていただきます。今後ともご協力をよろしくお願いします。ありがとうございました。

閉 会 午後5時4分